平成２４年（フ）第１５０号
茨城県日立市石名坂町１丁目13番12―203号
債務者　井口　光世
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県高萩市大能464番地
債務者　佐川　清美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７号
茨城県高萩市大字秋山646番地の１
債務者　高橋くみ子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８号
茨城県北茨城市華川町臼場323番地１
債務者　米山　義男
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９号
茨城県北茨城市華川町臼場323番地１
債務者　蔵　　雪月
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１３号
茨城県日立市小木津町588番地２
債務者　桂木キヌ子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４７１号
岐阜県山県市松尾115番地26
債務者　橋枝　昌彦
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２０６号
名古屋市天白区井口２丁目212番地　ラウムズ植田205号、従前の住所東京都港区台場１丁目３番４―1607号
債務者　鵜飼　　賢
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３号
名古屋市東区豊前町３丁目18番地の１　藤和シティホームズ車道902号
債務者　英山　清美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
神戸市北区広陵町３丁目106番地
債務者　青北星熙こと　呂　　星熙
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県西宮市西田町１番３―202号、前住所神戸市東灘区本山南町２丁目２番23号ソレイユ本山101号
債務者　高山江里子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１０８号
広島市中区舟入南３丁目11番６―201号　本中アパート
債務者　荒井　直美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３７号
広島市南区宇品神田４丁目12番８―201号
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
広島市中区鶴見町８番２号　第３西田ビル301号室、住民票上の住所広島県庄原市中本町１丁目２番14号
債務者　稲草　秀則
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４号
広島市東区戸坂出江２丁目６番１―208号
債務者　魚谷きみ子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２号
広島県東広島市八本松町吉川5792番地26
債務者　松田　浩子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
広島市西区楠木町３丁目５番17―409号
債務者　藤若　健一
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
高知県室戸市羽根町乙3209番地232
債務者　上本　千史
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係